

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	農林水産省
-------	-------

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人 種苗管理センター	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型)) 資産債務型(事業用)	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験						金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合(中期計画の前倒し)
		農作物の種苗の検査	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務の廃止					
	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))・(その他(製造・生産型)) 資産債務型(事業用)	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布		ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討			八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴う用地の返還	
		調査研究					調査研究課題の選定における外部有識者の意見の反映	
		植物遺伝資源の保存及び増殖						
						コンプライアンス委員会の設置による内部統制機能の強化		

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

法人名	独立行政法人種苗管理センター	府省名	農林水産省		
沿革	昭和22年 馬鈴薯原種農場、茶原種農場を設置 昭和24年 種苗検査室を設置(園芸課分室への改称等を経て、昭和54年に種苗課分室となる) 昭和40年 鹿児島さとうきび原種農場を設置 昭和53年 沖縄さとうきび原種農場を設置 昭和61年 種苗管理センターを設置 (種苗課分室、馬鈴しょ原種農場、茶原種農場、さとうきび原種農場を統合) 平成13年 独立行政法人種苗管理センターに移行 平成18年 非特定独立行政法人に移行				
役員数(監事を除く。)及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数(実員)
		法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)	
		3人	3人	0人	324人
国からの財政 支出額の推移 (17~20年 度) (単位:百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	一般会計	3,401	3,352	3,193	3,308
	特別会計	-	-	-	-
	計	3,401	3,352	3,193	3,308
	うち運営費交付金	3,142	3,133	2,985	3,106
	うち施設整備費等補助金	244	215	208	202
		15	5	-	-
支出予算額の推移(17~20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
		3,622	3,549	3,522	3,755
利益剰余金(又は繰越欠損金の推移) (17・18年度)		平成17年度		平成18年度	
		194		1	
発生要因		効率化・合理化による人件費及び物件費の縮減、消費税還付金等。なお、平成17年度は中期目標期間終了時の会計処理により全額を国庫に納入。			
見直し案		引き続き効率化・合理化に努め経費の節減を図る。			
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)		平成17年度		平成18年度	
		-		89	
行政サービス実施コストの推移(17~20年度) (単位:百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)
		3,438	3,240	3,385	3,491
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)		・種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務の廃止(見込額:2) ・ばれいしよ原種生産の部分的な民間移行の検討(見込額:-) ・八岳農場のばれいしよ原種生産配布業務の廃止に伴う用地の返還(見込額:2) ・調査研究課題の選定における外部有識者の意見の反映(見込額:-) ・金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合(中期計画の前倒し)(見込額:22)			

<p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p>	<p>・業務運営の効率化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 北海道中央農場及び嬬恋農場の業務を八岳農場へ、久留米分室における業務を西日本農場へ移管（9ヶ所 6ヶ所）。5種類28品種の栽培試験について、植物の種類ごとに委託先を公募し、選考の結果、4事業者において4種類27品種を実施。 2 農作物の種苗の検査 久留米分室が行っていた九州・沖縄地域の指定種苗の検査業務を西日本農場へ移管（4ヶ所 3ヶ所）。 3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布 八岳農場におけるばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布業務を平成18年度をもって廃止。 茶の増殖に必要な種苗の生産及び配布業務を18年度をもって廃止。 4 業務運営 久留米分室について、平成18年4月に西日本農場への業務の移管を終了し、19年3月に用地を九州沖縄農業研究センターに返還。 物品等の調達に当たっては、国と同様の一般競争入札の基準（物品160万円超、工事250万円超等）を適用し、対象となる54件（不落随契及び土地借料を除くと49件）のうち31件（金額ベースでは381百万円（同318百万円）のうち258百万円）について一般競争入札を実施し、手続きの透明性を確保。 人件費を除く運営費交付金で行う業務に要した経費について、一般管理費は対前年度比5.8%、業務経費は対前年度比1.1%をそれぞれ縮減。 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く）について、対前年度比1.9%を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革に準拠した見直しを実施。
---	---

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		久留米分室	北海道中央農場	北海道中央農場後志分場	胆振農場
	所在地		福岡県久留米市御井町1823-1	北海道北広島市西の里1089	北海道虻田郡真狩村字美原276-1	北海道勇払郡安平町早来富岡499
	職員数 (平成19年1月1日現在)		(1)	26	19	24
	支部・事業所等で行う事務・事業名 (平成19年1月1日現在)		平成18年度末で廃止	・農作物の種苗の検査 ・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・調査研究 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布	・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	-	312(28)	157(0)	273(65)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	-	321(28)	157(0)	273(65)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		十勝農場	上北農場	孺恋農場	八岳農場
	所在地		北海道帯広市幸福町東4線210-6	青森県上北郡七戸町字柳平43-86	群馬県吾妻郡孺恋村大字田代1017-1	長野県茅野市玉川11401-1
	職員数 (平成19年1月1日現在)		29	22	21	19
	支部・事業所等で行う事務・事業名 (平成19年1月1日現在)		・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布	・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・調査研究 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 ・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布(18年度をもって廃止) ・植物遺伝資源の保存及び増殖
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	266(6)	179(7)	188(4)	104(21)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	266(6)	183(7)	194(4)	110(21)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		金谷農場	西日本農場	雲仙農場	知覧農場
	所在地		静岡県島田市金谷3385-1	岡山県笠岡市平成町91	長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊1494-35	鹿児島県川辺郡知覧町郡17327
	職員数 (平成19年1月1日現在)		7	32	23	7
	支部・事業所等で行う事務・事業名 (平成19年1月1日現在)		・農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 ・農作物の種苗の検査 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 ・ばれいしょの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 ・茶の増殖に必要な種苗の生産及び配布(18年度をもって廃止) ・植物遺伝資源の保存及び増殖
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	62(1)	398(47)	201(6)	0(57)
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	65(1)	653(71)	209(6)	0(57)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		鹿児島農場	沖縄農場		
	所在地		鹿児島県熊毛郡中種子町油久5252-1	沖縄県国頭郡東村字宮城404		
	職員数 (平成19年1月1日現在)		15	21		
	支部・事業所等で行う事務・事業名 (平成19年1月1日現在)		・さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・植物遺伝資源の保存及び増殖	・さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布 ・調査研究 ・植物遺伝資源の保存及び増殖		
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	130(11)	205(31)		
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	136(11)	209(31)		

横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
 < 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型)) 資産債務型(事業用)	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型)) 資産債務型(事業用)	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))・(その他(製造・生産型)) 資産債務型(事業用)	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))・(その他(製造・生産型)) 資産債務型(事業用)	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))・(その他(製造・生産型)) 資産債務型(事業用)
事務・事業名		農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	農作物の種苗の検査	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	調査研究	植物遺伝資源の保存及び増殖
事務・事業の概要		新品種である出願品種を栽培し、品種登録の要件を確認するための特性調査、登録品種の育成者権侵害に関する相談、情報収集・提供、品種類似性試験を実施	流通段階の種苗を集取り、表示内容や発芽率、純度等の品質に関する検査を実施 遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査を実施 国際種子検査規程に基づく種子の品質検査、ECとの協議に基づくEC向け輸出野菜種子の検査を実施 種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査を実施	優良種苗の増殖に必要な、健全無病の原原種(元たね)を安定供給 全国的な需給調整により、需要に見合った原原種を確実に配布	業務の高度化・効率化を図るため、新しい技術の開発、応用、実用化について調査研究を実施	独立行政法人農業生物資源研究所センターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、栄養体で保存する必要のある植物の保存・特性調査を実施
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	629百万円 (91百万円)	218百万円 (8百万円)	1,059百万円 (103百万円)	101百万円 (0百万円)	210百万円 (12百万円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	879百万円 (27百万円)	224百万円 (8百万円)	1,194百万円 (102百万円)	101百万円 (0百万円)	264百万円 (12百万円)
事務・事業に係る定員(19年度) (平成19年1月1日現在の実員数)		57	17	141	10	23
民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の3割、人員等)		本事業を実施している民間主体はない。	本事業を実施している民間主体はない。	(ばれいしょ) 全国的な需要に対応できるような大規模で事業を実施している民間主体はない。なお、近年、マイクロチューバー等の器内増殖技術が開発され、隔離ほ場を用いずに無病性の確保が比較的容易で生産期間の短い原原種生産が可能となっており、付加価値の高い一部の品種で民間企業(キリンアグリバイオ(株))により商業化されているほか、カルビーポテト(株)が事業化を検討。 (さとうきび) 本事業を実施している民間主体はない	本事業を実施している民間主体はない。	本事業を実施している民間主体はない。

廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響

1 植物新品種は、「知的財産立国」を目指す我が国において、農林水産分野における重要な知的財産と位置づけられており、我が国は「植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV)」に加盟し、種苗法(UPOV条約に対応した国内法)に基づく品種登録制度により、植物新品種の適切な権利保護に取り組んでいるところである。

栽培試験は、植物の新品種である出願品種を実際に栽培して特性を調査するものであり、国はその調査結果をもとに、品種登録の要件を満たすか否かの判断を行い、出願者に対し「育成者権」、「特許権」や「著作権」に相当)を付与している。この「育成者権」は、他の者の利用を排除する排他的独占権であり、その侵害に対しては損害賠償や刑事罰が設けられている強力な権利である。

このように、栽培試験は、国際条約及び種苗法に基づき、出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であること付与した権利についても適切な活用が図られるよう、的確な保護が求められること

といった公共上の見地から、確実に実施される必要があり、今後とも国の関与の下、実施することが不可欠である。

2 仮に本事務・事業を廃止した場合、条約加盟国としての義務が履行できなくなるとともに、育成者の権利が適切に保護されず、不法に増殖された種苗や収穫物が流通することにより、育成者は新品種の育成に要したコストを回収できず、新たな品種開発が阻害され、ひいては、高品質な農林水産植物の安定供給や、我が国農林水産業の競争力が損なわれることにより、国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。

1 種苗は外観により品種や品質を識別することが困難であることから、種苗法に基づく指定種苗制度において、種苗業者に品種名等の表示を義務づけ、生産等基準を遵守させることにより、優良な種苗の流通を確保し、種苗の需要者である農業者等を保護している。これらの遵守状況を担保するためには、流通段階の種苗を監視して違反種苗をすみやかに発見し、当該種苗の使用を防ぐとともに、当該種苗を販売した種苗業者を取締り、改善指導や行政処分を的確に行うことが重要である。このため、農林水産大臣は、種苗法に基づき、専門的知見や専門施設を有する種苗管理センターに指定種苗の集取・検査を行わせている。

特に、近年の種苗の表示義務違反事件の続発を踏まえ、種苗流通の監視体制の強化、農業使用状況の表示義務化に伴う、種苗業者への指導強化が必要な状況にある。

また、カルタヘナ法では、大臣承認を受けていない遺伝子組換え農作物等の我が国への輸入や国内での流通・使用が禁止されており、その担保措置として、農林水産大臣は、農作物等に未承認の遺伝子組換え農作物等が含まれていないかどうかを輸入又は国内流通の段階で確認するため、同法に基づき、専門的知見や専門施設を有する種苗管理センターに立入検査等を行わせている。

さらに、優良種子の輸出入等の円滑な流通を確保するため、種苗管理センターは、国際種子検査協会(ISTA)から、種子伝染性病害等を含む検査項目の承認を得た唯一の承認種子検査所として、種苗業者等からの依頼により国際基準に基づいた種子検査を行い、公的な証明書を発行している。また、日本からECに輸出する野菜種子については、我が国とECとの協議に基づき、種苗管理センターが輸出種子の検査を行っており、これらの依頼検査等については、今後とも継続的な実

1 我が国の畑作振興上、極めて重要な基幹作物であるばれいしょ及びさとうきびについては、種苗増殖率が著しく低く(約10倍)、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の種苗伝染性病害虫に侵されやすいといった、他の作物にない特殊性が存在する。このため、これら作物については、厳格な管理の下、3段階増殖体系(原原種・原種・採種)により、健全無病な優良種苗を安定供給する体制を整備しており、種苗管理センターは、このうち最も厳重な管理が求められる原原種等について、病害虫の侵入防止策が徹底された隔離場において、継続的な病害虫検査を実施しつつ、これら作物の生産動向に即した種苗生産を行い、安定的かつ公平に道県に配布している。

特に、ばれいしょについては、病害虫による被害が特に甚大であることから、植物防疫法に基づく唯一の国内検査の対象作物とされているとともに、栽培期間が比較的短いことや、単位面積あたりの収穫カロリーが穀物よりも高いこと等から救荒作物として位置付けられており、「食料・農業・農村基本計画」に即し、不測時においてばれいしょへの転換等により食糧の増産が図られるよう、種苗の緊急増殖体制の確立等による支援体制の整備が求められている。

また、さとうきびについては、種苗伝搬性病害の被害が大きいに加え、離島であり、台風の常襲地帯でもある鹿児島県西南諸島及び沖縄県の農業における、他作物への代替が困難な基幹作物として、地域経済上の重要な役割を担っている。

2 仮に本事務・事業を廃止した場合、生産現場への健全無病な種苗の供給が不可能となり、ウイルス病等の蔓延により我が国畑作農業に甚大な被害をもたらす。また、ばれいしょについては、植物防疫法により種ばれいしょ及び生鮮ばれいしょの輸入が実質的に不可

1 本事務・事業は、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務の高度化・効率化を図るため、新技術の開発や、他の試験研究機関の成果を種苗管理の現場に導入・実用化するために進んでいるものである。

2 仮に本事務・事業が廃止された場合、栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の効率的かつ効果的な実施に支障が生じ、ひいては、育成者権の保護・活用、種子流通の適正化、食料の安定供給や農業の持続的発展に重大な支障が生じ、国民生活に著しい影響を与える。

1 本事務・事業は、育種の素材となる植物遺伝資源の保存等を適正に行うことにより、育種に関する試験研究を活発にし、農業生産の活性化に貢献するものである。我が国は植物遺伝資源に乏しく、そのほとんどを外国に依存しているが、国連環境計画のもと、生物の多様性を保全し、遺伝資源を持続的に活用してそこから得られる利益を公平に分配しようという「生物多様性に関する条約」が1992年に採択され、海外からの再導入が難しい状況になっていることから遺伝資源の保存の重要性が増している。

また、本事務・事業は栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務と一体的に実施することにより相乗効果を発揮している。

2 仮に本事務・事業が廃止された場合、育種が停滞し、農業生産が後退することによって国民生活及び社会経済に著しい支障を及ぼすとともに、栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務のコストアップにつながる。

			<p>施が必要な状況にある。</p> <p>2 仮に指定種苗の集取・検査を廃止した場合には、不正表示や低品質の不良種苗の生産・流通により、異品種の播種、不発芽等が発生して農業者の生産活動に著しい支障を及ぼし、さらには、高品質な農林水産物の安定供給が阻害されることにより、国民生活に著しい支障を及ぼすことになる。</p> <p>また、カルタヘナ法に基づく立入検査等を廃止した場合には、議定書の締約国としての義務が履行できなくなるとともに、遺伝子組換え生物の拡散により生物の多様性に悪影響をもたらし、国民の健康で文化的な生活の確保に著しい支障を及ぼすこととなる。</p> <p>さらに、仮に依頼検査等を廃止した場合には、種子の品質証明が行えず、種苗業者は公的証明のない種子として諸外国から輸出入を拒否される等の支障が懸念され、種苗産業に被害をもたらす恐れがある。</p>	<p>能であるため、これらの結果として食料の安定供給が阻害され、国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。</p>		
	<p>事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)</p>	<p>主要業務</p> <p>独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年十二月二十二日法律第百八十四号)の第3条及び第11条第1項第1号に基づく事業。</p>	<p>主要業務</p> <p>独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年十二月二十二日法律第百八十四号)の第3条及び第11条第1項第2号に基づく事業。</p>	<p>主要業務</p> <p>独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年十二月二十二日法律第百八十四号)の第3条及び第11条第1項第3号に基づく事業。</p>	<p>主要業務</p> <p>独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年十二月二十二日法律第百八十四号)の第11条第1項第4号に基づく事業。栽培試験、種苗検査及び種苗生産の各業務の高度化・効率化を図るための調査研究であり、これら業務と密接不可分である。</p>	<p>主要業務</p> <p>独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年十二月二十二日法律第百八十四号)の第11条第3項に基づく事業。栽培試験業務におけるリファレンスコレクション、種苗検査における品種純度検査、種苗生産等と一体的に実施することにより相乗効果を発揮しており、これら業務のコストダウンにつながっている。</p>
<p>事業開始からの継続年数</p>	<p>29年 (事業開始:昭和53年)</p>	<p>59年 (事業開始:昭和23年)</p>	<p>60年 事業開始 (ばれいしょ及び茶:昭和22年) (さとうきび :昭和40年)</p>	<p>17年 (調査研究課の設置:平成2年)</p>	<p>22年 (事業開始:昭和60年)</p>	

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

<p>これまでの見直し内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年に大阪分室を廃止し、関西西種調査農場(平成13年に関西農場に改称)を設置 平成10年に十勝農場及び上北農場の栽培試験を北海道中央農場等へ移管 平成10年に種苗法の大改正が行われ、品種登録の対象を全農林水産植物に拡大するとともに、品種登録によって付与される権利を「育成者権」として明確化 この種苗法改正を受け、栽培試験対象植物についても年々拡大を図り、実施点数についても増加が図られるよう事業を重点化 平成15年に関西農場(大阪市)を岡山県笠岡市に移転(西日本農場に名称変更)し栽培試験実施能力を強化 平成18年に北海道中央農場及び孺恋農場の栽培試験業務を八岳農場へ、久留米分室における栽培試験業務を西日本農場へそれぞれ移管 平成18年度から公募による委託栽培試験を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年に胆振農場の種苗検査業務を北海道中央農場に移管 種子伝染性病害による流通種子の品質低下が問題視されるようになったことから、平成13年以降、依頼検査における検査対象病害を毎年拡大 平成14年に遺伝子組換え種子の混入検査を開始 平成15年にカルタヘナ法の施行に伴い、遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査等を実施 平成17年に指定種苗制度の改正に伴い、指定種苗の範囲が大幅に拡大されるとともに、表示事項として農薬の使用履歴が追加 平成18年度に久留米分室の種苗検査機能を西日本農場に移管 	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄の復帰に伴い、昭和53年に沖縄農場を設置 茶について、在来品種から「やぶきた」等への優良品種への転換ピークが過ぎたことから、平成元年に奈良農場を廃止 平成3年に、後志農場を胆振農場の分場とする(平成18年に北海道中央農場の分場に変更) 平成9年以降、茶原種の配布品種を新たに育成された品種及び今後普及が見込まれる品種等に特化するとともに、金谷農場における茶原種の生産・配布業務を廃止 平成18年以降、新品種立上げ小規模多品種生産農場、大規模少品種生産農場等の農場毎の役割分担を明確にした業務の集約化 急速増殖技術による農場用種子(元だね)生産担当農場の明確化 府県向けばれいしょ原原種需要の減少に対応し、18年度をもって八岳農場でのばれいしょ原原種生産・配布業務を廃止 茶原種の生産・配布業務を18年度をもって廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度をもって調査研究課を廃止し、各業務担当課において一体的な実施体制を構築 複数の業務に共通するDNA品種識別についてチームにより効率的な調査研究、業務実施体制を構築 調査研究課題の重点化、実施場所の拠点化、競争的資金の導入、試験研究機関との連携 	
<p>国の重点施策との整合性</p>	<p>知的財産戦略本部の知的財産推進計画及び農林水産省知的財産戦略において、植物新品種の保護を強化することとされており、本事務・事業は国の重点施策と整合している。</p>	<p>食料・農業・農村基本計画において、農場から食卓までのリスク管理の徹底を図ることとされるとともに、近年、種苗の表示義務違反事件が続発し、監視の強化が求められるところであり、本事務・事業は国の重点施策と整合している。</p>	<p>食料・農業・農村基本計画及びさとうきび増産プロジェクト基本方針において優良種苗の育成・普及を図ることとされるとともに、基本計画の生産努力目標は本事務・事業の実施が前提となっており、本事務・事業は国の重点施策と整合している。</p>	<p>国の重点施策である植物新品種の保護強化、優良種苗の育成・普及など、食料の安定供給に資する調査研究を実施しており、本事務・事業は国の重点施策と整合している。</p>	<p>生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略(平成14年3月作成)において生物資源の持続可能な利用を行うための具体的な取組としてゾーンバンク事業が位置づけられており、本事務・事業は国の重点施策と整合している。</p>
<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受益者:出願者に育成者権が付与されるが、新品種の育成の振興を通じて、農林水産業の発展に寄与することにより、食料の安定供給や、我が国農林水産業の競争力の強化を通じ、広く国民が受益している。 負担者:国(運営費交付金)但し、品種登録に係る出願料については国庫に納付。依頼による品種類似性試験等については、依頼者が実費を負担している。 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者:種苗流通の適正化を通じて農林水産業の発展に寄与することにより、食料の安定供給を通じ、広く国民が受益している。 負担者:国(運営費交付金)但し、依頼検査については、依頼者が実費を負担している。 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者:原原種は原種を生産する原種生産道県又は道県の指定する原原種取扱団体に配布しているが、健全無病な原原種を安定的かつ公平に供給することにより、生産努力目標の達成や食料自給率の向上を通じ、広く国民が受益している。 負担者:国(運営費交付金)一部を原種生産道県又は道県の指定する原原種取扱団体が負担している。 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者:栽培試験、種苗検査、種苗生産の効率的かつ効果的な実施を通じて、広く国民が受益している。 負担者:国(運営費交付金) 	<ul style="list-style-type: none"> 受益者:優良品種の育成・普及を通じて、広く国民が受益している。 負担者:国
<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>71.6%(平成20年度) 国費:629,094千円/事業費: 879,069千円</p>	<p>97.4%(平成20年度) 国費:218,391千円/事業費: 224,255千円</p>	<p>88.6%(平成20年度) 国費:1,058,524千円/事業費: 1,194,270千円</p>	<p>100%(平成20年度) 国費:100,604千円/事業費: 100,604千円</p>	<p>79.4%(平成20年度) 国費:209,602千円/事業費: 263,989千円</p>

	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載
<p>これまでの指摘に対応する措置</p> <p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>UPOV条約の加盟各国(現在64ヶ国)における栽培試験は国の直轄で行うべき重要な業務として位置付けられており、それぞれ国の機関が担当している。</p> <p>(例) ドイツ:連邦品種庁 フランス:品種・種子管理研究所 韓国:国立種子管理所</p>	<p>アメリカでは、州間取引される種子の監督及び国際種子検査証明書の発行は農務省の種子検査部局が実施しており、また、各州内で流通する種子の集取及び検査は各州の検査官が実施している。</p> <p>EU加盟国では、野菜種子の流通に関する共通の制度(ナショナルリスト)を採用しており、域内で野菜種子を販売するためには、各国の品種リストに登録し、種子の公的審査・検定を受けることが義務づけられている。</p> <p>(例) ドイツ:連邦品種庁 フランス:品種・種子管理研究所 韓国:国立農産物品質管理院</p>	<p>(ばれいしょ) ばれいしょについては、イギリスでは、培養苗までは国の機関で、原原種生産は国により認可された特定生産者が行っている。この場合、培養苗段階までは民間参入を認めておらず、また原原種以下の栽培ほ場の病害検査は全筆検査となっており、我が国より厳しい。</p> <p>(さとうきび) さとうきびについては、アメリカにおいては、原原種の元だねは連邦農務省から供給等されるものに限られている。</p>		<p>食糧農業植物遺伝資源として諸外国において約540万点が保存されている。(FAO国別報告書(1996)) 食糧農業植物遺伝資源条約(ITPGR)が2001年11月3日FAOの総会で採択され、2004年6月29日に発効した。</p>
<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>栽培試験の実施により、品種登録件数は着実に増加し、毎年の登録件数は、EU、アメリカに次いで世界第3位となっており、新品種の育成に大きく寄与するとともに、大きな行政課題である審査登録に要する期間の短縮につながっている。さらに、栽培試験データの国際的な統一化等により、EUとの審査協力協定の締結をはじめUPOV加盟各国との審査協力が進みつつある。</p> <p>また、品種類似性試験の実施等により、水際及び国内での育成者権の侵害の抑止に大きな成果を上げており(おうとうの豪州への違法持ち出し、輪菊の違法輸入販売等の解決)、我が国はアジア地域における育成者権保護におけるリーダー的存在となっている。</p>	<p>種苗管理センターにおける種苗検査の的確な実施により、不完全表示点数は1%以下となっており、平成17年6月の省令改正による指定種苗への農薬使用表示義務の強化についても円滑な対応が行われた。また、発芽率や病害等の品質に関しては、検査結果に問題がある都度種苗業者に改善を求めることにより、種苗の流通の適正化が図られている。</p>	<p>ばれいしょ及びさとうきびについて、毎年需要に見合った健全無病な原原種を生産配布することにより、生産性(単位面積当たり収量)が大きく(向上し、ばれいしょの主産地である北海道の単位面積当たり収量は世界のトップレベルにある。また、さとうきびでは新品種の普及にも重要な役割を果たしており、さとうきび増産プロジェクト基本方針(平成17年12月)の推進に大きく寄与している。</p> <p>(参考) 農業粗生産額(17年) ばれいしょ 1,228億円 さとうきび 246億円 罹病種苗の収量(優良種苗を100とした罹病種苗の収量) ・ジャガイモ葉巻病(重症)23 ・ジャウガイモYモザイク病45 ・サトウキビモザイク病(新植)68、(株出し)60</p>	<p>調査研究により得られた成果について、各業務に順次導入しており、業務の高度化、効率化に大きく寄与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香氣成分や機能性成分の品種間差の調査手法を開発し、栽培試験の特性検定に導入したほか、果樹研究所との共同研究によりDNA分析によるナシの品種識別を可能とした。 ・種子伝染性病害の検定手法を開発し、種苗検査業務における検査対象病害の拡大を図ったほか、ウリ科果実汚斑細菌病について考案した検査技術の特許出願した。 ・ジャガイモウイルス病の遺伝子診断法を開発し、ばれいしょ原原種生産における検定業務の効率化を図った。 	<p>独立行政法人農業生物資源研究所をセンターバンクとする ・ ジーンバンク事業の栄養繁殖性植物に関しての中心的なサブバンクとして機能しており、18年度末において、約11千件の植物遺伝資源を保存している。</p>
<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>真に不可欠な業務</p>	<p>真に不可欠な業務</p>	<p>真に不可欠な業務</p>	<p>真に不可欠な業務</p>	<p>真に不可欠な業務</p>

事務・事業の見直し案（具体的措置）			種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務の廃止	ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討 八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴う用地の返還	調査研究課題の選定における外部有識者の意見の反映	
	行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	-	事務・事業の廃止による業務費用の削減 (見込額: 2百万円)	業務費用の削減 (見込額: 2百万円)	業務経費の効率的な運用 (見込額: -)	
	理由	-	業務の重点化	付加価値の高い一部品種についての民間企業からの要望に対応 業務の廃止に伴う保有資産の見直し	試験研究課題の重点化	
可	民営化の可否	否	否	一部可	否	-
	事業性の有無とその理由	-	-	付加価値の高い一部品種については事業性有 (理由) 近年、マイクロチューバー(MT)等の器内増殖技術が開発され、隔離ほ場を用いずに無病性の確保が比較的容易で生産期間の短い原原種生産が可能となっており、付加価値の高い一部の品種で民間企業により商業化されているところ。 しかしながら、 万が一病害虫に侵された種ばれいしょを使用することにより病害が蔓延した場合、使用者のみならず広く産地が壊滅的被害を受けることとなることから、事業としてのリスクが極めて高いこと。また、産地における事業主体に対する健全性に関する信頼の確保が事業遂行の大前提であること。 気象変動による不作時を含めて、毎年安定的に継続して供給するとともに、全国的需給調整を行いながら、公平に各道府県に配布する必要があること。 原原種は原種を生産する原種生産道県又は道県の指定する原原種取扱団体に配布しているが、健全無病な原原種を使用することにより産地全体の生産性の向上につながることから受益範囲の特定ができないこと ばれいしょは生産費に占める種苗費のウエイトが高いことから、現在のばれいしょ市場価格に照らし、一般の品種について対価を収受することは困難であること から、事務・事業全体の事業性は低い。	-	-
	民営化を前提とした規制の可能性・内容	-	-	規制なし	-	-

(2)
事務・事業の
民営化の検討

	<p>民営化に向けた措置</p>			<p>中期計画において、「民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況を的確に把握するため、関係者による協議会を開催し、民間等への部分的な移行について検討する。」こととしている。18年12月に原原種の安定供給の確保について関係者間での意見交換、情報の共有を行う協議会を開催し、具体的な参入希望に関し関係者による協議を行う等、参入環境の整備が図られつつある。</p>		
	<p>民営化の時期</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>未定</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>否</p>	<p>民営化しない理由</p>	<p>栽培試験は、国際条約及び種苗法に基づき、出願品種の審査の一部として行うものであり、知的財産権である「育成者権」の付与の根幹をなす事務・事業であること 付与した権利についても適切な利活用が図られるよう、的確な保護が求められること といった公共上の見地から、確実に実施される必要があり、今後とも国の関与の下、実施することが不可欠である。 また、栽培試験で得られた特性データ(花の大きさ・形・色、病害抵抗性の有無等)は、「育成者権」という排他的独占権の付与の根幹をなすものであり、一旦品種登録がなされれば、権利の一部ともなることから、中立・公正性が強く求められること 栽培試験によって知り得る、新品種に関する情報(特性データ、親品種、育成方法等)は、新品種を「商品」とする出願者にとってはまさに企業戦略の一部であり、重要な企業秘密であるため、極めて高度な守秘義務が求められるものであり、万一、新品種に関する情報や新品種そのものが漏洩した場合には、企業秘密である育成方法が模倣されたり、不法に増殖された新品種が流出して出願者は極めて重大な損害を受けるおそれがあること 栽培試験は、出願された品種を類似する対照品種と同一条件下で実際に栽培し、品種登録の要件である区別性、均一性、</p>	<p>指定種苗の集取・検査は、農林水産大臣による販売禁止命令、違反業者公表といった厳しい行政処分につながるものであり、また、虚偽表示を行った者、集取を拒否した者に対しては罰則が設けられている「公権力の行使」であるため、中立・公正性が強く求められること 農林水産大臣の指示に基づき、迅速かつ適正な実施を図る必要があること(このため、大臣は、業務の適正な実施確保の観点から命令を行うことができることとされている) 集取した種苗の品質検査に当たっては、植物生理学や植物病理学等の幅広くかつ深い知識と技術を必要とし、また、国際的に通用する検査結果とするため、ISTA(国際種子検査協会)の検査規程に基づき検査を行い、また、定期的にISTAの行う熟練度テストを受けるなど、高い技術を保持しなければならないこと から、国の指示を受けて国と一体となって実施することが不可欠であり、民間に委ねることはできない。 また、カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物の使用規制を担保するため、遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査等を実施しており、同法に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示により行う、遺伝子組換え生物使用者等に対する強度の「公権力の行使」であるため、中立・公正性が強く求められること また、検査等に関する情報</p>		<p>民営化を行わない栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の高度化・効率化のための調査研究であり、民営化に馴染まない。</p>	

		<p>女正性を調査するものであるため、すでに流通していない品種を含めた膨大な数の対照品種をリファレンスコレクションとして常に用意する必要がある、永年の蓄積と継続的な実施が求められること</p> <p>栽培試験は、非常に多くの種類の植物を対象とするものであり、その実施に当たっては、植物分類学、植物形態学、植物栽培学、植物病理学といった極めて幅広くかつ高度な知識と技術のほか、植物生育のあらゆるステージを通じて変化を見逃さない深い観察力等を必要としており、こうした人材が確保でき、実施環境が整うのは、当法人以外では一部の大学や試験研究機関等に限られること</p> <p>出願される植物の種類や品種数は常に変動することから、利益追求の観点からの効率性が期待できないこと</p> <p>育成者権の保護・活用に関する相談への助言、育成者権侵害状況記録の作成、証拠品保管のための種苗等の寄託、品種類似性試験の実施は、極めて高度な中立性と守秘義務が求められるとともに、近年の育成者権侵害の増加の中で、国会においても品種保護Gメンの活動の強化が繰り返し求められていること</p> <p>といった特性を有し、民間へ委ねた場合、必ずしも実施されないおそれがある。仮に、品種登録業務が確実に実施されない場合は、不適切な権利設定が行われ、品種登録制度の根幹を揺るがすこととなりかねない。</p>	<p>立入検査等に関する情報は、厳重な秘密保持が求められるものである。万一、情報が事前に漏洩した場合には、適正な使用が行われていない遺伝子組換え生物が隠匿されてしまい、違反者の摘発・処分や違法な遺伝子組換え生物の使用を防止できなくなるおそれがあること</p> <p>から、国の指示を受けて国と一体となって実施することが不可欠であり、民間に委ねることはできない。</p> <p>さらに、依頼検査については、種子の輸出入に当たっての種子証明は、国際的に承認された中立・公正な機関により確実に実施される必要があり、特に、EC向け輸出野菜種子の検査については、我が国とECとの協議に基づき行うものであること</p> <p>また、国際検査機関の認証を得て自社製品の検査を行っている民間企業は、大企業の2社に限られることから、民間の主体に委ねることについては、利用者である種苗業者に対する中立・公正性の点から問題があり、中小企業の多い種苗業界の発展を妨げるおそれがある。</p>			
	<p>該当する対象事業</p>	<p>a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発</p> <p>f検査検定、g徴収、hその他</p>	<p>a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発</p> <p>f検査検定、g徴収、hその他</p>	<p>a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発</p> <p>f検査検定、g徴収、hその他</p>	<p>a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発</p> <p>f検査検定、g徴収、hその他</p>	<p>a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発</p> <p>f検査検定、g徴収、hその他</p>
	<p>官民競争入札等の実施の可否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>-</p>
	<p>入札種別（官民競争 / 民間競争）</p>					
	<p>入札実施予定時期</p>					

<p>(3) 官民競争入札等の積極的な適用</p>	<p>今後の対応</p>	<p>事業開始予定時期</p>						
		<p>契約期間</p>						
		<p>否</p>	<p>導入しない理由</p>	<p>栽培試験は、出願品種に最も類似した対照品種を選定し、同一条件の下で実際に栽培を行い、相対的な比較調査により特性データ(花の大きさ・形・色、病害抵抗性の有無等)を得るものであるが、こうした相対比較試験の性質上、正確なデータを得るためには極力同一主体が同一条件で行う必要がある。これを民間の様々な実施主体が次々と担うことは、データの統一性を欠き、品種登録の審査の基礎となるデータの信用性が著しく損なわれ、品種登録制度の適正な運用の根幹を揺るがしかねない。</p> <p>さらに、出願から品種登録に要する期間を短縮することが大きな行政課題に掲げられており、その切り札として、国際間における審査データの相互使用により審査の効率化を図ろうとする取組が進みつつある。その際、公的機関以外で実施された栽培試験のデータは、国際的に信用が得られず原則として、交換ができないことから、このような国際協力において、我が国のみが孤立してしまうおそれがある。</p> <p>これらの理由から本事務・事業については、栽培・調査が比較的容易な一部の植物品種については委託による栽培試験を継続していくものの、栽培試験の実施主体は引き続き当法人が独占することが必要不可欠である。</p>	<p>種苗検査については、種苗法やカルタヘナ法に基づき、農林水産大臣の指示により機動的な対応が求められること</p> <p>種苗業者の企業秘密を知り得る立場にあるため、高度な守秘義務が求められるが、秘密の漏洩を防止する観点から集中的な管理が必要であること</p> <p>国際的に通用する検査結果を出すことができる第三者機関が種苗管理センター以外に存在しないこと</p> <p>仮に上記のような機関が存在したとしても、種苗検査の業務量は業務の性格上比較的小規模であり、これを複数の主体が分散して実施することは、データの統一性が図り難くなるほか、人材育成の面からも非効率的にならざるを得ないこと</p> <p>といったことから、今後とも、引き続き種苗管理センターが独占して実施することが必要不可欠である。</p>	<p>ばれいしょ原原種の生産・配布については、隔離ほ場を用いずに、無病性の確保が比較的容易で生産期間の短い器内増殖技術を用いた方法では民間企業により行われているところであるが、この方法では大規模な実施は高コストで採算性が低いこと等から、付加価値の高い一部品種に限られており、全国的な需要に対応できるような大規模な事業を実施している民間主体はない。</p> <p>一方、全国的な需要に対応できるような大規模な事業を隔離ほ場を用いて実施するためには、隔離性の高い広大なほ場の確保が困難であること</p> <p>仮に、種苗管理センターの隔離ほ場を使用するとした場合でも、万が一にもウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の病害虫に侵された原原種を供給した場合、広く産地に壊滅的な被害を与えることとなるほか、ジャガイモシストセンチュウに汚染された場合には、当該ほ場は半永久的に原原種ほ場としての使用が不可能となり、取り返しのつかないことになること</p> <p>専門的知識を有した職員による厳格な品質管理が要求され、技術者育成に長期間を要すること</p> <p>産地における事業主体の健全性に対する信頼の確保が事業遂行の大前提であること</p> <p>等から、官民競争入札への応札者が種苗管理センター以外には考えられない。</p>	<p>官民競争入札等を行わない栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務の高度化・効率化を図るために業務と一体的に行う調査研究であり、官民競争入札にならない。</p>	
		<p>対象となる事務・事業の内容</p>						
		<p>可</p>	<p>移管の可否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>	<p>否</p>
			<p>移管先</p>					
			<p>内容</p>					
			<p>理由</p>					

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	移管	否	移管しない理由	同様の業務を行っている法人が存在しない。	同様の業務を行っている法人が存在しない。	同様の業務を行っている法人が存在しない。	同様の業務を行っている法人が存在しない。	本事務・事業は栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務と一体的に実施することにより相乗効果を発揮しており、移管を行えば主要業務のコストアップにつながるため。
		一体的実施の可否		否	否	否	否	否
	可	一体的に実施する法人等						
		内容						
		理由						
	一体的 実施	否	一体的実施を行わない理由	同様の業務を行っている法人が存在しない。	同様の業務を行っている法人が存在しない。	同様の業務を行っている法人が存在しない。	同様の業務を行っている法人が存在しない。	本事務・事業は栽培試験、種苗検査及び種苗生産業務と一体的に実施することにより相乗効果を発揮しており、移管を行えば主要業務のコストアップにつながるため。

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	
	理由	
(6) 組織面の見直し	見直し条 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合(中期計画の前倒し)
	理由	金谷、知覧の両農場の栽培試験業務については、拠点農場への集中化による効率的な栽培試験実施、人材育成及び一般管理費削減の観点から、西日本農場における栽培適性等の検討を行い、可能なものから西日本農場に移管する。 また、両農場における遺伝資源の保存と増殖業務についても他農場への移管を行い、用地売却等の進捗状況も踏まえながら、両農場を廃止する。

2. 運営の徹底した効率化

給与水準、人件費の情報公開の状況	給与水準及び役職員の報酬・給与等件費に関する情報については、種苗管理センターホームページで公開している。
------------------	--

(1) 可能な限りの効率化の徹底	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)	対国家公務員指数98.9%				
	人件費総額の削減状況	人件費総額(退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く)については、中期目標・計画において、平成22年度までの5年間で5%以上の削減を行うこととしている。 17年度の「給与、報酬等」予算額 2,189,619千円 (決算額 2,112,619千円) 18年度の「給与、報酬等」予算額 2,146,762千円(1.9%) (決算額 2,109,348千円)				
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	中期計画において、人員及び施設の有効利用、組織の再編・統合、事務運営の合理化、効率化による経費の削減を行うこととしている。			
		効率化目標の設定の内容・設定時期	中期目標期間中、業務運営の効率化による経費の削減については、運営費交付金のうち一般管理費(人件費を除く)を毎年度少なくとも対前年比で3%縮減、業務費を毎年度少なくとも対前年比で1%削減する。(設定時期平成18年3月31日)			
	民間委託による経費節減の取組内容	庁舎の施設管理業務、清掃業務、廃棄物処理業務、消防設備点検、浄化槽維持管理業務等について外部委託し、経費削減を図っている。				
情報通信技術による業務運営の効率化の状況	1. 情報共有システムの構築 情報共有の簡便性を向上させるため、VPN(Virtual Private Network)を利用した種苗管理センター広域ネットワークの整備を進めている。 2. インターネット電話の普及及びそれを用いた会議の実施 インターネット電話を職員に普及し、固定電話代の節減に努めている。また、インターネット電話を用いた会議を実施しており国内旅費等の節減を図っている。 3. 会計処理システムの高度化 既存会計システムをバージョンアップし効率化を図っているが、更に効率的な活用を検討する。					
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状	資金の流れ等の情報として中期計画、年度計画、財務諸表、契約状況等をホームページで公表している。				
	見直しの方向	引き続き適切に関連情報を公表することとする。				
	関連法人	名称	該当なし			合計
		契約額				
		うち随意契約額(%)				
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)				
		合計				
	関連法人以外の契約締結先	名称	別紙のとおり			合計
		契約額	別紙のとおり			
		うち随意契約額(%)	別紙のとおり			
当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)		別紙のとおり				
合計						
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載					
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載					
3. 自主性・自律性確保						
(1) 中期目標	現状	近年、種苗に関する不正表示、種子伝染性病害の拡大、未検査の種ばれいしょの流通等の問題の発生などにより、食料の安定供給や食の安全・安心の確保が脅かされている。このため、これらの課題に対処すべく、地方公共団体や民間企業との役割分担を明確にしつつ、重点的かつ効率的な業務運営に取り組むよう、定量的な目標を含め明確に指示されている。				

の明確化	今後の取組方針	中期目標を踏まえ、定量的な目標値を盛り込んだ中期計画を基に、各年度ごとの目標値を定めた年度計画を作成し、その達成に向け効率的かつ効果的な業務の実施を図るとともに、業務運営について不断の検討と見直しを行う。	
(2) 国民による 意見の活用	現状	種苗検査技術講習会等を通じ、種子伝染性病害検査に係る依頼業者の意向等を把握し、依頼検査対象項目の拡大に活用するとともに、原原種の生産においては配布先にアンケート調査を実施しその結果に基づく改善計画の作成を行っている。また、クレームに対しては必要事項を確認しつつ対応するとともに業務改善に活用している。	
	今後の取組方針	引き続き上記の取組を継続して行うとともに、そのほかホームページに寄せられた意見や電話での指摘に対して、的確に対応するとともに業務改善に活用している。	
(3) 業務運営 の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	職員就業規則において服務規律等を定めているほか各種規程を整備するとともに、職員倫理の保持を図るため、各事業所ごとに倫理管理者及び同補佐を設置し、その保持に努めている。また、適正な財務諸表等の作成、法人事業活動の効率的遂行などのため、内部統制が有効に機能しているかどうかについて継続的に監視するための、内部監査体制を整備している。さらに、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の中で、業務・システム全般に責任を持つ情報化統括責任者(CIO)を設置している。なお、職員が種苗管理センターの規程等に違反した場合には、「懲戒処分審査委員会」が調査及び審議し、その意見等に基づき厳正に処分等を行うこととしている。これらの法令遵守、倫理の保持等については、初級者研修等で周知するとともに、会議等を通じて違反の未然防止に努めている。職員に対する研修については、「種苗管理センター職員研修規程」に基づき年度計画を作成の上、計画的に研修を実施している。	
	今後の取組方針	上記の取組を引き続き実施していくとともに、コンプライアンス委員会を設置し内部統制機能を強化する。	
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	財務諸表の収支に対し、経年比較及び他法人比較による財務分析を行っている。特に、管理経費については節減目標を定めるとともに、各農場に節減事例を公表することにより、一層節減が図られた。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	事業別及び農場別にセグメント管理している。	
	今後の取組方針	財務分析を継続して行い、セグメント情報も正確に分析し効率化を図る。	
(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)	財源	金額
	共同研究資金	件数	0円
	利用料	電柱敷地貸付料等	536,369円
	寄付金	件数	0円
	知的財産権	件数 種類	0円
	その他	原原種売却収入、農作物種子依頼検査手数料、品種類似性試験手数料、受託収入等	233,565,324円
	計		234,101,693円
見直し案	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品について、種いも等として販売し自己収入をあげることにについて、今後、関係機関と協議する。		

(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	平成18年度にはHPのデザインを一新し、情報の閲覧者に対するアクセシビリティを大幅に向上させるとともに、以下の項目について新たに公開を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約について一定額以上の契約実績 ・障害者雇用状況 ・年度評価結果の役員人事、法人の運営、予算への反映状況 ・ばれいしょ原種検定結果
	今後改善を予定している点	独立行政法人通則法や情報公開法に基づき種苗管理センターの組織、業務及び財務に関する情報についてHP等に公開することにより、今後も業務の透明性の確保に努めていく。
その他	なし	

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	農林水産省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
独立行政法人 種苗管理センター	特定事業執行型	原原種の生産・配布	平成17年度	ばれいしょの原原種生産及び配布業務の集約化	政策評価・独立行政法人評価委員会		八岳農場におけるばれいしょ原原種生産及び配布業務を終了するとともに、その他の農場においては、大規模・少品種・小規模・多品種・新品種急速増殖等、各農場の役割分担を進めた。(平成18年度)
				ばれいしょ等の原原種生産及び配布業務の効率化等			超密植栽培等の急速増殖技術の実証試験を行うとともに、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保等について検討を行った。(平成18年度)
				茶樹の原原種生産及び配布業務の廃止			府県等への移行に当たり、挿し穂での配布及び母樹の提供を行い、茶原種の生産及び配布を平成18年度末をもって終了した。(平成18年度)
		農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等		品種登録に係る栽培試験業務の集約化・効率化			北海道中央農場及び孺恋農場の栽培試験業務を八岳農場へ、久留米分室における栽培試験業務を西日本農場へ移管した(平成18年度)
		農作物の種苗の検査		種苗検査業務の集約化			久留米分室における種苗検査業務を西日本農場へ移管した。(平成18年度)
		その他		中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化			中期目標を踏まえ、中期計画に任務・役割を踏まえた重点化や効率化に向けた取組を明記した。(平成18年度)
				地方組織の運営の効率化			久留米分室について、平成18年度末をもって廃止した。(平成18年度)
				技術専門職員が担当する業務の見直し			平成18年6月に「技術専門職の高度化計画」を策定し、計画に基づき、従来一般職員が担当してきた栽培試験業務や、種苗生産業務の一部についてOJTを行った。(平成18年度)
				合理化効果の発揮			・事務管理部門及び種苗生産部門を集約化し、両部門で削減した要員12名について総人員の削減(4名)を行うとともに強化が必要な業務へ振替を行った(平成18年度) ・運営費交付金で行う業務における一般管理費を前年度比で5.8%縮減、業務経費を前年度比で1.1%それぞれ縮減。人件費について対前年度比1.9%を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革に準拠した見直しを実施。(平成18年度)
				非公務員による事務及び事業の実施			「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出、成立済み

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。
 なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
資産との関連を有する事務・事業の名称	<ol style="list-style-type: none"> 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 農作物の種苗の検査 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布 調査研究 植物遺伝資源の保存及び増殖 			
資産との関連を有する事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験 新品種である出願品種を栽培し、品種登録の要件を確認するための特性調査、登録品種の育成者権侵害に関する相談、情報収集・提供、品種類似性試験を実施 農作物の種苗の検査 流通段階の種苗を集取り、表示内容や、発芽率、純度等の品質に関する検査を実施 遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査を実施 国際種子検査規程に基づく種子の品質検査、ECとの協議に基づくEC向け輸出野菜種子の検査を実施 種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査を実施 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布 優良種苗の増殖に必要な、健全無病の原原種(元だね)を安定供給 全国的な需給調整により、需要に見合った原原種を確実に配布 調査研究 業務の高度化・効率化を図るため、新しい技術の開発、応用、実用化について調査研究を実施 植物遺伝資源の保存及び増殖 独立行政法人農業生物資源研究所センターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、栄養体で保存する必要のある植物の保存・特性調査を実施 			
国からの財政支出額	3,308,396	支出予算額	3,754,917	
対19年度当初予算増減額	115,158	対19年度当初予算増減額	233,190	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>実物資産については、別紙3にのみ記入。</p> <p>金融資産・積立金については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の事務・事業と関連を有する資産の具体的内容と見直しの具体的措置内容・理由を簡潔に記載すること。</p>			

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 種苗管理センター			府省名	農林水産省
No.	1	施設名	種苗管理センター 研究本館 等	用途	1(事務所)・9(事業用施設)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>なし</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>当該資産は、当法人における本部機能を有している資産で、全国に散在している農場の統括管理を行っているものである。現在地が農林水産省や関係する独立行政法人に近く、種苗管理センターの各農場との地理的な中心地にあることから、本部機能を他の農場へ移転することについては、連絡調整や業務運営を図るうえで著しい不便を生じる。したがって、当該資産は当法人にとって必要不可欠であり保有を継続する必要がある。</p>					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 種苗管理センター	府省名	農林水産省
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
B	現金及び預金	百万円	
C	有価証券	百万円	
D	受取手形	百万円	内 貸付金 : 百万円
E	売掛金	百万円	内 割賦債権 : 百万円
F	投資有価証券	百万円	
G	関係会社	百万円	… 関係会社株式
H	関係会社	百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金	百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金	百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金	百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
M	積立金	百万円	
N	出資金	百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 種苗管理センター	府省名	農林水産省
<p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">可能な限り、定量的な記載とする</p>			
<p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p>			
<p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p>			
<p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p>			

(別紙)

独立行政法人の整理合理化

第1 横断的視点

2. 運用の徹底した効率化

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開

関連法人以外の契約先				
名 称	契 約 額	うち随意契約額 (%)		当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)
(有)富田工務店	18,814 千円	2,087 千円	11%	- 人
(株)アグロ信州	4,586 千円	4,586 千円	100%	- 人
(株)アラゼン	13,409 千円	1,334 千円	10%	- 人
エヌ・ティ・ティ・データ・ソリューション(株)	7,888 千円	7,888 千円	100%	- 人
(株)カネトモ	15,225 千円	0 千円	0%	- 人
(株)コハタ	5,234 千円	0 千円	0%	- 人
(株)ズコーシャ	2,604 千円	2,604 千円	100%	- 人
(株)タカケン	3,266 千円	0 千円	0%	- 人
トヤマ農材(株)	2,526 千円	0 千円	0%	- 人
(株)マキ製作	12,821 千円	0 千円	0%	- 人
ヤナセテクノグリーン(株)	21,975 千円	21,975 千円	100%	- 人
(株)ヤンマー農機東日本	1,628 千円	0 千円	0%	- 人
(株)伊藤商会	3,623 千円	0 千円	0%	- 人
茨城県官報販売所	1,199 千円	1,199 千円	100%	- 人
沖電気工業(株)	1,470 千円	1,470 千円	100%	- 人
(株)サンシン	6,085 千円	0 千円	0%	- 人
(株)神田	6,930 千円	0 千円	0%	- 人
(株)丸中	5,807 千円	5,807 千円	100%	- 人
(株)丸北柴田幸七郎商店	4,547 千円	0 千円	0%	- 人
(株)工藤組	18,900 千円	0 千円	0%	- 人
三菱スペース・ソフトウェア(株)	2,993 千円	2,993 千円	100%	- 人
小柳協同(株)	2,405 千円	0 千円	0%	- 人
(株)振興電機	3,885 千円	0 千円	0%	- 人
新日本監査法人	1,336 千円	1,336 千円	100%	- 人
(株)石川設計	2,205 千円	525 千円	24%	- 人
(株)石要商店	2,519 千円	2,519 千円	100%	- 人
雪印種苗(株)	2,281 千円	0 千円	0%	- 人
大久保産業(株)	14,905 千円	100 千円	1%	- 人
大槻理化学(株)	1,534 千円	0 千円	0%	- 人
滝沢電気設備(株)	13,755 千円	13,755 千円	100%	- 人
(有)池山建設	6,517 千円	1,372 千円	21%	- 人
田村建設(株)	41,759 千円	5,565 千円	13%	- 人
田中建設(株)	37,454 千円	3,854 千円	10%	- 人
東洋農機(株)	10,800 千円	10,800 千円	100%	- 人
(有)二葉園芸種苗	1,869 千円	0 千円	0%	- 人
日東バイオ(株)	4,571 千円	0 千円	0%	- 人
日本ニューホランド(株)	12,693 千円	0 千円	0%	- 人
日本電気(株)	5,750 千円	5,750 千円	100%	- 人
北海道日紅(株)	4,359 千円	0 千円	0%	- 人
和泉鉄工(株)	7,779 千円	1,794 千円	23%	- 人

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人種苗管理センター		府省名	農林水産省
(その他型)				
事業類型	<input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等	
事務・事業の名称	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験			
事務・事業の内容	種苗法に基づく品種登録制度において、品種登録の要件を満たすか否かの判断に不可欠なデータを得るため、植物新品種の候補である出願品種を栽培し・既存の品種と比較しながら、特性調査を実施。また、品種登録制度により付与される登録品種の育成者権の侵害に関する相談、情報収集・提供、品種類似性試験等を実施。			
国からの財政支出額	629,094	支出予算額	879,069	
対19年度当初予算増減額	91,079	対19年度当初予算増減額	27,321	
官民競争入札等 ()	検討	検討不可		
	理由	<p>栽培試験は、出願品種に最も類似した対照品種を選定し、同一条件の下で実際に栽培を行い、相対的な比較調査により特性データ（花の大きさ・形・色、病害抵抗性の有無等）を得るものであるが、こうした相対比較試験の性質上、実施場所、試験条件の統一が精度に大きく影響することから、正確なデータを得るためには極力同一主体が継続して行う必要がある。これを民間の様々な実施主体が次々と担うことは、データの統一性を欠き、品種登録の審査の基礎となるデータの信用性が著しく損なわれ、品種登録制度の科学的な運用の根幹を揺るがしかねない。</p> <p>さらに、出願から品種登録に要する期間を短縮することが大きな行政課題に掲げられており、その切り札として、国際間における審査データの相互使用により審査の効率化を図ろうとする取組が進みつつある。その際、公的機関以外で実施された栽培試験のデータは、国際的に信用が得られず原則として、交換ができないことから、このような国際協力において、我が国のみが孤立してしまうおそれがある。</p> <p>これらの理由から本事務・事業については、栽培・調査が比較的容易な一部の植物品種については委託による栽培試験を継続していくものの、栽培試験の実施主体は引き続き当法人が独占することが必要不可欠である。</p>		
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	出願者に育成者権が付与されるが、新品種の育成の振興を通じて、農林水産業の発展に寄与することにより、食料の安定供給や、我が国農林水産業の競争力の強化を通じ、広く国民が受益しており、受益者特定は困難である。 栽培試験の対価は品種登録出願料として国庫に納付されており、種苗管理センターが対価を収受することはできない。なお、依頼による品種類似性試験等については、依頼者が実費を負担している。		
	受益者負担金（算定方法、総計）	品種類似性試験等手数料合計額：713千円(18年度)		
	運営コスト（内訳、総計）	総計(18年度)：456,881千円 内訳：人件費364,108千円 業務費92,773千円		
	受益者負担金 - 運営コスト	456,168千円		
	見直し案	なし		
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	該当なし		
	内容			
	理由	同様の事業を実施している他の法人がないため		
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	本所、八岳農場、金谷農場、西日本農場、雲仙農場、知覧農場		
	一体的実施の可否	一部可		
	内容	18年度において久留米分室を廃止したほか、金谷農場及び知覧農場の栽培試験業務について、西日本農場における植物の栽培適性等の検討を行い、可能なものから早期に西日本農場に移管の上、用地売却等の進捗状況も踏まえながらこれを廃止する。		
	理由	拠点農場への集中により、業務の効率的な推進、人材育成及び一般管理費削減を図るため。 なお、栽培試験については、世界各国に原産地を持つ、多種多様な出願品種について、それぞれに最適な立地条件（暖地、温暖地、寒冷地といった自然条件や、温度の日較差や日照時間といった環境条件等）で特性を調査し、正確なデータを得る必要があることから、これ以上の一体的実施は困難である。		

(その他型)			
事業類型	<input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	農作物の種苗の検査		
事務・事業の内容	種苗法に基づく指定種苗制度において、指定種苗の表示義務や生産等基準の遵守を担保するため、流通段階の種苗を集取し、表示内容や発芽率、純度等の品質に関する検査を実施。カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物の使用規制を担保するため、遺伝子組換え生物を使用している場所等への立入検査等を実施。国際的な承認種子検査所として、種苗業者等からの依頼により種子を検査し、公的な品質証明書を発行。また、ECとの協議に基づき、EC向け輸出野菜種子の検査を実施。種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査を実施		
国からの財政支出額	218,391	支出予算額	224,255
対19年度当初予算増減額	7,975	対19年度当初予算増減額	8,475
官民競争入札等 ()	検討	検討不可	
	理由	種苗検査については、種苗法やカルタヘナ法に基づき、農林水産大臣の指示により機動的な対応が求められること。種苗業者の企業秘密を知り得る立場にあるため、高度な守秘義務が求められるが、秘密の漏洩を防止する観点から集中的な管理が必要であること。国際的に通用する検査結果を出すことができる第三者機関が種苗管理センター以外に存在しないこと。仮に上記のような機関が存在したとしても、種苗検査の業務量は業務の性格上比較的小規模であり、これを複数の主体が分散して実施することは、データの統一性が図り難くなるほか、人材育成の面からも非効率にならざるを得ないこと。といったことから、今後とも、引続き当法人が独占して実施することが必要不可欠である。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	種苗流通の適正化を通じて農林水産業の発展に寄与することにより、食料の安定供給を通じ、広く国民が受益しており、受益者が特定できないことから対価は収受できない。 なお、依頼検査は実費相当額を手数料として依頼者から徴収。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	依頼検査手数料合計額：5,234千円（18年度）	
	運営コスト (内訳、総計)	総計（18年度）：195,320千円 内訳：人件費139,402千円 業務費55,918千円	
	受益者負担金 - 運営コスト 見直し案	190,086千円	
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	該当なし	
	内容		
	理由	同様の事業を実施している他の法人がないため	
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	指定種苗検査のうち、集取及び室内種子検査は本所、北海道中央農場及び西日本農場が実施。圃場での検査である純度検査は北海道中央農場及び西日本農場が実施。他に、雲仙農場が19年度から集取のみを実施。	
	一体的実施の可否	否	
	内容		
	理由	すでに18年度において久留米分室の審査業務を西日本農場に移管の上、同分室を廃止したところである。指定種苗の集取及び検査については、迅速かつ機動的に全国に散在する種苗業者へ出向き、種苗を集取する必要があることから、これ以上の一体的実施は困難である。	

(その他型)			
事業類型	<input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布		
事務・事業の内容	種苗増殖率が低く、病害が種苗により伝染し大きな被害をもたらしやすいばれいしよ及びさとうきびについて、地理的に隔離された農場で、肉眼検定・接種検定・抗血清検定等の様々な検査により病害虫の防除・検定を行いながら、優良種苗の増殖に必要な、健全無病な原原種(元だね)を生産。原種生産道府県需要を踏まえ、全国的な需給調整を行いながら公平に配布。なお、輪作ほ場、不測時の増殖ほ場を活用して、災害時の代作用種子としてそば、大豆を生産・貯蔵。		
国からの財政支出額	1,058,524	支出予算額	1,194,270
対19年度当初予算増減額	102,685	対19年度当初予算増減額	101,817
官民競争入札等()	検討	検討不可	
	理由	<p>ばれいしよ原原種の生産・配布については、隔離ほ場を用いずに、無病性の確保が比較的容易で生産期間の短い器内増殖技術を用いた方法では民間企業により行われているところであるが、この方法では大規模な実施は高コストで採算性が低いこと等から、付加価値の高い一部品種に限られており、全国的な需要に対応できるような大規模な事業を実施している民間主体はない。</p> <p>一方、全国的な需要に対応できるような大規模な事業を隔離ほ場を用いて実施するためには、隔離性の高い広大なほ場の確保が困難であること</p> <p>仮に、種苗管理センターの隔離ほ場を使用するとした場合でも、万が一にもウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の病害虫に侵された原原種を供給した場合、広く産地に壊滅的な被害を与えることとなるほか、ジャガイモシストセンチュウに汚染された場合には、当該ほ場は半永久的に原原種ほ場としての使用が不可能となり、取り返しのつかないことになること</p> <p>専門的知識を有した職員による厳格な品質管理が要求され、技術者育成に長期間を要すること</p> <p>産地における事業主体の健全性に対する信頼の確保が事業遂行の大前提であること</p> <p>等から、官民競争入札への応札者が種苗管理センター以外には考えられない。</p>	
受益者特定()	受益者特定及び対価収受の可否	原種を生産する原種生産道県又は道県の指定する原原種取扱団体に配布しているが、健全無病な原原種を安定的かつ公平に供給することにより、生産努力目標の達成や食料自給率の向上を通じ、広く国民が受益している。 なお、一部を原種生産道県又は道県の指定する原原種取扱団体が負担している。	
	受益者負担金(算定方法、総計)	ばれいしよ及びさとうきび原原種の配布価格については、種いも生産農家の再生産が可能とであるかどうかなど、農業生産に与える影響度合い、増殖体系以外の種苗の流通による病害虫の蔓延の防止の観点等を踏まえ、毎年度、種苗管理センターと農林水産省生産局長とが協議の上決定しているところ。 原原種等売却収入総計：140,421千円(18年度)	
	運営コスト(内訳、総計)	総計(18年度)：1,358,762千円 内訳：人件費1,054,592千円 業務費304,170千円	
	受益者負担金-運営コスト	1,218,341千円	
	見直し案	配布後に余剰となったばれいしよ原原種及び規格外品について、種いも等として販売し自己収入をあげることに、今後、関係機関と協議する。	
他の法人との一体的実施()	一体的に実施する法人等	該当なし	
	内容		
	理由	同様の事業を実施している他の法人がないため	
法人内での一体的実施()	同様の事務事業を実施している施設	ばれいしよ原原種生産：北海道中央農場、北海道中央農場後志分場、胆振農場、十勝農場、上北農場、嬬恋農場、雲仙農場 さとうきび原原種生産：鹿兒島農場、沖縄農場	
	一体的実施の可否	否	
	理由	<p>ばれいしよ原原種及びさとうきび原原種の生産及び配布については、これらの種苗はウイルス病等の病害虫に感染すると防除が不可能で、農業生産に大被害を与えるおそれがあるため、特に厳重な管理が必要な原原種については、一定の面積を有する隔離ほ場での栽培が不可欠であること</p> <p>同一品種を複数の農場で栽培すること等でリスク分散することにより、台風や冷害などの気象変動による不作時や万一の病害虫の発生時も含め、道県からの申請に見合った品種・量の優良種苗を確実に生産し、配布する必要があること</p> <p>といったことから、これ以上の一体的実施は困難である。</p>	

(その他型)			
事業類型	<input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	調査研究		
事務・事業の内容	栽培試験業務、種苗検査業務、種苗生産業務に係る技術に関する調査及び研究を実施。		
国からの財政支出額	100,604	支出予算額	100,604
対19年度当初予算増減額	101	対19年度当初予算増減額	101
官民競争入札等 ()	検討	検討不可	
	理由	本事務・事業は、民営化等が困難な栽培試験、種苗検査、種苗生産の効率的かつ効果的な実施に資するため、新技術の開発や、他の試験研究機関の成果を種苗管理の現場に導入・実用化するために行っているものであるため。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	栽培試験、種苗検査、種苗生産の効率的かつ効果的な実施を通じて、広く国民が受益している。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)		
	運営コスト (内訳、総計)	総計(18年度) : 147,891千円 内訳 : 人件費105,232千円 業務費42,659千円	
	受益者負担金 - 運営コスト	147,891千円	
	見直し案		
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	該当なし	
	内容		
	理由	同様の事業を実施している他の法人がないため	
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	本所、北海道中央農場、孺恋農場、沖縄農場	
	一体的実施の可否	否	
	内容		
	理由	すでに4箇所に拠点化を図っており、本所においては筑波農林研究団地内に位置することを活かした他の試験研究機関との連携を推進しているほか、他の3農場においても、それぞれの農場で実施している業務と一体的に実施していることから、これ以上の一体的実施は困難である。	

(その他型)			
事業類型	<input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 製造・生産	<input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	植物遺伝資源の保存及び増殖		
事務・事業の内容	独立行政法人農業生物資源研究所センターバンクとする「ジーンバンク事業」のサブバンクとして、いも類・果樹類・茶・特用作物等、栄養体で保存する必要がある植物の保存・特性調査を実施		
国からの財政支出額	209,602	支出予算額	263,989
対19年度当初予算増減額	12,211	対19年度当初予算増減額	12,211
官民競争入札等()	検討理由	なし	
受益者特定()	受益者特定及び対価収受の可否	独立行政法人農業生物資源研究所からの受託により実施	
	受益者負担金(算定方法、総計)	-	
	運営コスト(内訳、総計)	総計(18年度) : 280,461千円 内訳 : 人件費218,876千円 業務費61,585千円	
	受益者負担金・運営コスト	-	
	見直し案		
他の法人との一体的実施()	一体的に実施する法人等	なし	
	内容		
	理由	同様の事業を実施している他の法人がないため	
法人内での一体的実施()	同様の事務事業を実施している施設	北海道中央農場、上北農場、嬬恋農場、八岳農場、金谷農場、西日本農場、雲仙農場、知覧農場、鹿児島農場、沖縄農場	
	一体的実施の可否	一部可	
	内容	金谷農場及び知覧農場の遺伝資源の保存及び増殖業務について、各作物の適性等を考慮して他農場に移管する。	
	理由	植物遺伝資源の保存及び増殖については、世界各国に原産地を持つ、多種多様な種類の植物について、それぞれに最適な立地条件(暖地、温暖地、寒冷地といった自然条件や、温度の日較差や日照時間といった環境条件等)で実施する必要がある、それぞれの農場の立地条件を活かし、必要に応じて植物の再配置を行いながら事業を実施している。また、各実施農場においては、他業務と一体的な実施により本事業を効率的に行っており、これ以上の一体的な実施は困難又は不効率である。	